

生駒市教育委員会規則第 8 号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和 56 年 7 月生駒市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とする。

第 7 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 15 号から第 20 号までを削り、同条第 21 号中「、滞納処分、欠損処分及び 1 件 500 万円以上 2,000 万円未満の支出負担行為」及び「（第 8 条第 21 号に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第 14 号とする。

第 7 条の 3 第 3 号中「第 7 条第 11 号」を「第 7 条第 10 号」に改め、同条第 6 号から第 12 号までを削る。

第 8 条第 5 号中「第 7 条第 11 号」を「第 7 条第 10 号」に改め、同条第 15 号から第 21 号までを削り、同条第 22 号中「及び次に掲げる経費についての支出負担行為」を削り、同号中アからケまでを削り、同号を同条第 15 号とする。

第 9 条の 2 第 5 号を削る。

第 10 条第 4 号を削る。

第 11 条の 2 第 1 号中「第 7 条第 11 号」を「第 7 条第 10 号」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを削る。

第 12 条第 4 号中「第 7 条第 11 号」を「第 7 条第 10 号」に改め、同条第 13 号から第 15 号までを削り、同条第 16 号中「及び 1 件 100 万円未満の支出

負担行為」を削り、同号を同条第13号とする。

第13条第1号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改め、同条第2号から第4号までを削る。

第15条を削る。

第16条第4号を削り、同条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。